

知ろう！ 広げよう！
ひろ

子どもの権利

＜中学生のみなさんへ＞



横須賀市

横須賀市教育委員会

けんり 子どもの権利について、考えよう



すべてのこどもは、しあわせに生きる権利・育つ権利をもっています。
横須賀市には、こどもたちのすこやかな成長を市民みんなで見守り、
支えていくための条例があります。(令和4年(2022年)7月施行)
安全・安心な生活ができ、みんなが幸せに暮らせるように、
このパンフレットを読んで考えてみよう。

けんりじょうやく 子どもの権利条約の4つの原則

さべつ 差別のないこと

すべてのこどもは、みんな平等に権利を持っています。
国籍がいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、
どのような宗教を信じているか、どのような意見を持っているか、
心や体に障害があるかないか、などによって差別されません。



こどもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）

こどもに関係のあることが決められ、行われるときは、
こどもにとって最もよいことは何かを第一に考えられます。

いのち 命を守られ、成長できること

こどもはすこやかに育つために、必要な支援を受け、適切な医療を受けることができます。
こどものすこやかな育ちが妨げられるときは、その状況から逃れることができます。

いのん 子どもの意見が尊重されること

こどもは、自分に関係のあることについて
自由に自分の意見を表す権利をもっています。
また、自由な方法でいろいろな情報や考え方を伝える権利、
知る権利、思想・良心・宗教の自由についての権利を持っています。



し 知っていますか？

- 世界には、戦争や貧しさのために、5歳までに命を失う子どもたちが年間約530万人います。
- 日本国内の学校のいじめの件数（1年間）は、681,948件です。

(令和4年(2022年)「文部科学省『令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』」より)

- 「人をばかにすること」「仲間はずれにすること」「いじめること」これらはすべて差別です。

あなたは、差別したことはありませんか？

けんり そんちょう
子どもの権利を尊重するために

ぼうりょく ほご
あらゆる暴力から保護されます

きやくたい たいばつ
子どもたちは虐待や体罰、いじめなど、あらゆる暴力を受けることから
まも 守られます。

おや ほか おとな りょう かね え
親や他の大人が、子どもを利用してお金を得ることは、許されません。



し 知っていますか？

じぶん かぞく す でんわ てがみ
自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなど、人に知られたくない
まも ときは、それを守ることができます。

たにん ほこ きず けんり
また、他人から誹りを傷つけられない権利があります。

まな じぶん の
たくさん学んで、自分を伸ばすことができます

どの子どもにも、能力に応じた教育を受ける権利があります。
さらに学びたい人には、学ぶチャンスも平等に与えられています。
また、遊んだり、休んだりする権利もあります。
学校は「一人一人が人間として大切にされる」という考え方方に沿い、
自分の良いところを伸ばし、互いの考え方を認め合うところです。



こころ なか じゅう せかい
心の中には自由な世界です

かんが しん ほんにん じゅう
考えること、信じることは、すべて本人の自由です。

かんが しゅみ おな ひと とも どうし はな
考え方や趣味が同じ人とグループをつくったり、友だち同士で話し合ったりすることも自由です。

たいせつ いのち
いちばん大切なものは命です

ひと い けんり
すべての人に、生きる権利があります。
世界中には、病気や飢え、戦争などで大切な命をなくしていく
こどもたちがいます。一番大切な命が、おろそかにされているのです。
日本でもいじめなどで苦しみ、命を絶つこどもたちがいます。
ひとりひとり いのち たいせつ いのち ひと
一人一人の命の大切さを、もう一度見つめ直しましょう。



かんが

考えてみよう

- ぼうりょく からだ こころ のこ なん
・暴力が体や心に残すものは何でしょう。
- おも おな にんげん せつ
・「かわいそうだと思うのではなく、同じ人間として接してほしい。」という
ひと ことば おも
ある人の言葉について、あなたはどう思いますか。

このパンフレットを読むみなさんへ

国際条約と横須賀市条例により、子どもの権利は保障されています。

子どもに関する大人やすべての市民が子どもの権利を理解し、その子どもにとって最も望ましい生き方が尊重される社会の実現を目指す必要があります。

このパンフレットは、子どもたちと一緒に、学校で、家庭で、地域で、「すべての子どもたちが、幸せに生活できることとは何か」について考えていくために、ご活用いただければと思います。

◎「児童の権利に関する条約」（略称：子どもの権利条約）

平成元年(1989年)に国際連合で採択され、日本は平成6年(1994年)に条約締結国になりました。

世界中の人々が、子どもが幸せになるためにはどうしたらよいのかということを考えて作った大切な条約で、「子どもだからといって無視しないで。わたしたちの権利を守って」という子どもから大人へのメッセージです。

大人は責任を持って、子どもたちを大切に育てなければなりません。

日本をはじめ、世界のすべての国で安心して生活できる社会を実現できるように、みんなで力を合わせて、できることから行動に移していくことを願い、制定された条約です。

◎「横須賀市子どもの権利を守る条例」

横須賀市では、令和4年(2022年)7月に『横須賀市子どもの権利を守る条例』を施行しました。

子どもも一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性は当然のこととして尊重されます。「子どもが保護者の愛情のもとに育まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していく。」それを見守り、支えるために、子どもに関するすべての市民がそれを実践するための指針となる条例です。

＜参考＞条例の解説

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3910/jourei.html>



～あなたの悩みを相談できるところ～

●子どもの人権110番

(平日/8時30分～17時15分)

☎ 0120-007-110

●子どもの悩み相談ホットライン

(月・水・金/9時～17時)

☎ 046-822-6522

●横須賀こころの電話

(平日/16時～23時 土・日・祝日/9時～23時)

☎ 046-830-5407 ※毎月第2水曜日、16時～翌朝6時

●横須賀市児童相談所

(平日/8時30分～17時)

☎ 046-820-2323

●子ども青少年相談

(平日/9時30分～17時)

☎ 046-823-3152

～「子どもの権利」解説リーフレット～

編集 横須賀市教育委員会

教育研究所

☎ 046-836-2443

発行 こども家庭支援センター

こども家庭支援課

☎ 046-827-7744

〒238-8550

横須賀市小川町11 番地

- このリーフレットは、人権啓発活動地方委託費を活用しています。
- 6,300部印刷し、1枚11.2円で製作しました。
- 再生紙を使用しています。

令和6年（2024年）10月発行